



個人・世帯向け支援

区分	対象	名称	支援内容等	おたずね
給付	すべての市民	国 特別定額給付金	受給者 世帯主 給付額 対象者1人につき10万円 申請方法 郵送またはオンライン	特別定額給付金本部 ☎21-6657
	子育て世帯	国 子育て世帯への臨時特別給付金	受給者 児童手当の受給者(特例給付を除く) 給付額 対象児童1人につき1万円	子ども政策課 ☎21-6217
	ひとり親世帯等	市 ひとり親世帯等臨時給付金	受給者 児童扶養手当の受給者 給付額 5万円+(1万円×対象児童数)	子ども政策課 ☎21-6218
	休業等により生活資金に困窮している世帯	市 生活資金支援給付金	受給者 社会福祉協議会の緊急小口資金または総合支援資金の特例貸付を受けている者 給付額 貸付額の1/2(上限5万円/月、総合支援資金は借入期間に応じ最長3か月)	福祉推進課 ☎21-6691 ☎21-6962
	休業等により住居の確保が困難となった世帯	市 住居確保困難者支援給付金	受給者 住居確保給付金の受給者 給付額 3万円/月(最長3か月)※食費相当分	
	休業等により家賃の支払いが困難な世帯	国 住居確保給付金	支給先 家主へ直接支払 給付額 家賃相当額(世帯人数によって上限あり) 期間 原則3か月(最大9か月)	出雲市 社会福祉協議会 ☎23-3790
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者のうち、感染等により就労できず給与等の支払を受けられなかった方	市 傷病手当金	支給額 (直近3か月の給与等収入額÷就労日数)×2/3×支給対象となる日数 適用期間 令和2年1月1日～令和2年9月30日	保険年金課 ☎21-6982 ☎21-6983
貸付	休業等により一時的な生活資金が必要な世帯	国 緊急小口資金(特例貸付)	貸付額 10万円以内(特例の場合は20万円以内) 償還期間 2年以内(据置期間1年以内) 無利子	出雲市 社会福祉協議会 ☎23-3790
	収入の減少や失業等により生活の立て直しが必要な世帯	国 総合支援資金(特例貸付)	貸付額 単身世帯 :月額15万円以内 2人以上世帯 :月額20万円以内 貸付期間 原則3か月以内 償還期間 10年以内(据置期間1年以内) 無利子	
納税・支払猶予等	一時に税・保険料の納付が困難な方	事業収入・給与収入等が前年同期より概ね20%以上減少した方(事業者含む)	対象となる市税・保険料 令和2年2月1日から令和3年1月31日(保険料は3月31日)までに納期限が到来する市税・保険料(市税)市県民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税(保険料)国民健康保険料、介護保険料 猶予期間 最長1年間 ※国税・県税共に市税と同様の制度があります。詳細は、右記へおたずねください。	市税 保険料 収納課☎21-6647 国税 国税局猶予相談センター ☎0120-683-754 県税 東部県民センター 出雲事務所 ☎30-5532
		事業収入・給与収入等が前年同期より概ね30%以上減少した方	後期高齢者医療保険料の徴収猶予については、右記へおたずねください。	島根県後期高齢者医療広域連合 ☎0852-20-7526 保険年金課 ☎21-6984
	水道料金・下水道使用料の支払が困難な方(事業者含む)	市 支払猶予	水道料金・下水道使用料の支払猶予の相談	上下水道局営業総務課 ☎21-3511 斐川穴水道企業団 ☎72-8215
	市営住宅入居中で急激に収入が減少した方	市 家賃減免	減免額 現在家賃と収入減少後に算出した家賃との差額 減免期間 3か月(最長令和3年3月分家賃まで)	島根県住宅供給公社 ☎23-1591
	解雇等により居住している住居から退去を余儀なくされる方	市 市営住宅の提供	提供戸数 30戸 入居期間 3か月(最長1年まで更新可能) 家賃 6,400円～12,300円	建築住宅課 ☎21-6150
その他	就学援助世帯(要保護世帯を除く)	市 就学援助事業	内容 小・中学校が臨時休業中の昼食費の支給 給付額 1食あたり500円	教育政策課 ☎21-6874

事業者向け支援

区分	対象	名称	支援内容等	おたずね
休業補償	従業員に休業手当を支払うなどして雇用を維持した事業者	国 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症特例)	助成率 中小企業:休業手当の4/5(解雇しない場合は9/10) さらに賃金の60%を超えた部分は10/10 上限額 1人1日あたり8,330円	島根労働局 助成金相談センター ☎0852-20-7029
	子どもがいる従業員に小学校等の臨時休校で特別の有給休暇を取得させた事業者	国 小学校休業等対応助成金	助成率 10/10 上限額 1人1日あたり8,330円 ※委託を受け個人で仕事する方には、日額4,100円が給付される支援制度あり	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999
資金繰り	令和2年1月～12月の間のいずれかの月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している中小企業者等	国 持続化給付金	給付額 法人:200万円まで 個人事業者:100万円まで 申請方法 原則、電子申請のみ ※電子申請を行うことが困難な方は「申請サポート会場」へ相談してください。完全事前予約制 <出雲会場>出雲商工会議所 <平田会場>平田商工会議所	●持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570 ●申請サポート会場の予約は以下へ ▶自動ガイダンス ☎0120-835-130 ▶オペレーター対応 ☎0570-077-866 
	令和2年1月～6月の間のいずれかの月の売上が前年同月と比較して50%以上減少している中小企業者等	市 出雲市中小企業等緊急支援給付金	給付額 法人:20万円 個人事業者:10万円 申請方法 原則、郵送申請のみ	商工振興課(給付金担当) ☎21-6219
	売上が対前年比で5%以上減少した中小企業者等	国 日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付	限度額 中小企業:3億円 小規模・個人事業主:6,000万円 利子 一定の条件で融資後3年間実質無利子 担保 無担保	日本政策金融公庫松江支店、市内商工会議所、商工会 
	セーフティネット保証等の認定事業者	県 中小企業制度融資【新型コロナウイルス感染症対応資金】	限度額 3,000万円 利子 一定の条件で融資後3年間実質無利子 信用保証料 一定の条件で国・県で全額補助	取引先金融機関
セーフティネット保証等の認定事業者で、上記の感染症対応資金を満額借り入れた事業者	県 中小企業制度融資【新型コロナウイルス感染症対応資金(県単独制度)】	限度額 8,000万円 利子 一定の条件で融資後3年間実質無利子 信用保証料 一定の条件で国・県で全額補助		
県制度融資を利用した際に島根県信用保証協会に保証料を支払った事業者	市 出雲市中小企業信用保証料補助金	支払われた信用保証料の一部を補助。補助対象及び補助額は、融資制度により異なります。	市内商工会議所、商工会 商工振興課 ☎21-6572	
その他支援	感染症予防対策や新事業を展開する場合	市 地域商業等再起支援事業補助金	対象 感染症予防対策や新事業展開を行う飲食、小売、宿泊、サービス業等の中小企業者 補助率 4/5 上限額 1事業者あたり80万円	商工振興課 ☎21-6541
	商工支援団体等が売上減少対策のために活動する場合	市 出雲市商工団体等事業継続支援活動補助金	対象 商工会議所・商工会等 補助率 4/5 上限額 1事業あたり100万円	商工振興課 ☎21-6541
	販売額が減少している農林水産物の販売促進活動を新たに行う場合	市 農林水産物販売活動支援補助金	対象 JALまね等 補助率 4/5 上限額 1事業あたり100万円	農業振興課 ☎21-6557